

# 埼玉県スポーツ少年団バスケットボール部会規程

## (総則)

第1条 この規程は、埼玉県スポーツ少年団規程に定めるほか、バスケットボール種目部会（以下「部会」という。）に関することを定める。

## (事務所)

第2条 部会の事務所は、部会長の指定するところに置く。

## (目的)

第3条 部会は、日本スポーツ少年団の理念に基づき、主として小学生及び中学生を対象としたバスケットボール種目の向上と普及発展を図り、健全で活力に富んだスポーツ少年団員の育成と指導者の資質の向上を図ることを目的とする。

## (部会及び組織)

第4条 部会は、日本スポーツ少年団に登録し、埼玉県内のバスケットボール種目を主として活動するスポーツ少年団をもって構成し、その登録指導者をもって組織する。

2 部会は、前条の活動を円滑に進めるため地区部会を置く。

3 前条の地区は4地区とし、区域及び運営について必要な事項は、別に定める。

## (事業)

第5条 部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 埼玉県スポーツ少年団本部との連絡・調整に関すること。
- (2) 埼玉県スポーツ少年団主催のバスケットボール大会等の企画・実施に関すること。
- (3) バスケットボールの普及発展及びスポーツ少年団員の育成に関すること。
- (4) ジュニア・リーダーの育成に関すること。
- (5) 指導者の資質向上に関すること。
- (6) 埼玉県バスケットボール協会等の関係団体との連絡・調整に関すること。
- (7) 広報活動に関すること。
- (8) 地域づくりへの支援に関すること。
- (9) その他目的達成に必要な事業に関すること。

## (役員)

第6条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 若干名
- (3) 事務局長 1名

- (4) 事務局次長 1名
- (5) 総務部長、競技部長及び審判部長 各1名（ただし、他の役員を兼ねることができる。）
- (6) 地区長 4名以内
- (7) 副地区長 4名以内
- (8) 地区委員 20名以内
- (9) 会計検査 2名

（役員を選出）

第7条 前条の第1号から第6号の役員は、前部会役員で推薦し、県部会会議において決定する。

2 前項の推薦にあたって、名誉顧問、顧問から意見を聴くことができる。

3 会計検査は、登録指導者の中から部会長が推薦し、県部会会議において決定する。

3 副地区長、地区委員は、地区長が地区内の登録指導者の中から推薦し、県部会会議において決定する。

（役員の仕事）

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 部会長は、部会を代表し会務を総理する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 事務局長は、部会の財務等を統括する。
- (4) 事務局次長は、部会の登録、広報等を統括する。
- (5) 総務部長は、大会・講習会等（地区を含む）の運営を統括する。
- (6) 競技部長は、大会・講習会等（地区を含む）の競技を統括する。
- (7) 審判部長は、大会・講習会等（地区を含む）の審判を統括する。
- (8) 地区長は、地区を代表し会務を総理する。
- (9) 副地区長は、地区長を補佐し、地区長事故あるときは、その職務を代理する。
- (10) 会計検査は、部会の会計を検査する。

（名誉顧問、顧問、参加）

第9条 第6条の役員その他、部会に名誉顧問、顧問、参加を置くことができる。

2 名誉顧問、顧問は、部会長経験者の中から部会長が委嘱する。

3 参加は、スポーツ少年団に識見を有する人を部会長が委嘱する。

（役員の仕事）

第10条 部会の役員の仕事は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第11条 部会の会議は、県部会会議、本部会議とする。

- 2 県部会会議は、第6条の役員によって毎年1回以上開催する。ただし、役員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 県部会会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 4 県部会会議は、部会の事業計画、予算、事業報告、決算、その他部会の重要事項について決定する。
- 5 本部会議は、部会長、副部会長、事務局長、事務局次長、総務部長、競技部長、審判部長、地区長をもって構成する。
- 6 本部会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 7 本部会議は、部会事業の運営事項について協議する。
- 8 名誉顧問、顧問、参与は、部会長の要請に応じ、県部会会議、本部会議において意見を述べることができる。

(専門部会)

第12条 部会に第5条の事業を専門的に検討し、実施するため専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会について必要な事項は、別に定める。

(会計)

第13条 部会の会計は、県スポーツ少年団本部補助金、大会参加費、賛助金、寄付金、その他をもってこれに充てる。

- 2 部会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 部会に前条の会計を適正に行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、部会の財務及び登録等の事務を行う。
- 3 事務局に事務局員を置く。

(改正要件)

第15条 この規程の改正は、県部会会議の議決を得て行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるほか、部会運営に関して必要な事項は本部会議で定める。

附 則

- 1 平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成20年4月1日から一部改正施行する。
- 3 令和2年6月1日から全部改正する。
- 4 令和3年4月24日から一部改正施行する。

(別表)

第13条関係

①大会参加費（県スポーツ少年団主催小学生バスケットボール大会：地区予選会含む）	1チーム 2,000円 *チームとは男子または女子チームを意味する。
②大会参加費（県スポーツ少年団主催ジュニア・リーダー大会：地区予選会含む）	1チーム 1,000円 *チームとは男子または女子チームを意味する。
③県大会参加費（小学生バスケットボール大会出場チームに限る）	1チーム 5,000円 *チームとは男子または女子チームを意味する。
④県大会参加費（ジュニアリーダー大会出場チームに限る）	1チーム 3,000円 *チームとは男子または女子チームを意味する。

# 埼玉県スポーツ少年団バスケットボール部会地区部会規程

(総則)

第1条 この規程は、埼玉県スポーツ少年団バスケットボール部会規程（以下「規程」という。）第4条第2項及び第3項により、地区部会の名称、区域及び運営について必要な事項を定める。

(名称及び区域)

第2条 名称及び区域については、次のとおりとする。

- (1) 東部地区部会 加須市・春日部市・羽生市・草加市・越谷市・久喜市・八潮市・三郷市・蓮田市・幸手市・吉川市・白岡市・宮代町・杉戸町・松伏町
- (2) 西部地区部会 川越市・所沢市・飯能市・狭山市・入間市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・ふじみ野市・三芳町・毛呂山町・越生町
- (3) 南部地区部会 さいたま市・川口市・上尾市・蕨市・戸田市・伊奈町
- (4) 北部地区部会 熊谷市・行田市・秩父市・本庄市・東松山市・鴻巣市・深谷市・桶川市・北本市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・滑川町・鳩山町・ときがわ町・横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村・美里町・神川町・上里町・寄居町

(事業)

第3条 各地区部会は、次の事業を行う。

- (1) 埼玉県スポーツ少年団バスケットボール部会との連絡・調整に関すること。
- (2) スポーツ少年団主催の地区内バスケットボール大会の企画・実施に関すること。
- (3) 講習会等の企画・実施に関すること。
- (4) 関係団体との連絡・調整に関すること。
- (5) その他、地区内事業に関すること。

(役員)

第4条 各地区部会に次の役員を置く。

- (1) 地区長 1名
- (2) 副地区長 1名
- (3) 地区委員 5名以内
- (4) 会計検査 2名

(役員を選出)

第5条 地区長、副地区長、地区委員の選出は、規程第7条による。

2 会計検査は、地区内登録指導者の中から地区長が推薦し、地区部会会議において決定する。

(会議)

第4条 地区部会の会議は、地区部会会議とする。

2 地区部会会議は、地区長、副地区長、地区委員をもって構成する。

3 地区部会会議は、地区長が招集し、その議長となる。

4 地区部会会議は、第3条の事業を協議する。

(会計)

第5条 地区部会の会計は、部会助成金、その他をもってこれに充てる。

2 地区部会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(運営役員)

第6条 地区部会は、必要に応じて、第4条の役員の外に、総務・競技・審判等の運営役員を置くことができる。

(改正要件)

第7条 この規程の改正は、県部会会議の決定を得て行う。

附則

1 令和2年6月1日から施行する。

2 令和3年4月24日から一部改正施行する。

# 埼玉県スポーツ少年団バスケットボール部会専門部会規程

(総則)

第1条 この規程は、埼玉県スポーツ少年団バスケットボール部会規程（以下「規程」という。）第12条により、専門部会の組織及び運営について必要な事項を定める。

(部門)

第2条 専門部会は次のとおりとする。

- (1) 総務部会
- (2) 競技部会
- (3) 審判部会

(所掌事務)

第3条 専門部会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 総務部会
  - ① 部会事業の企画に関すること。
  - ② 県部会会議、本部会議の庶務に関すること。
  - ③ 県スポーツ少年団主催大会の運営、記録に関すること。
  - ④ 他の専門部会に属さない事項に関すること。
- (2) 競技部会
  - ① 県スポーツ少年団主催大会の企画、運営に関すること。
  - ② 地区大会の指導・助言に関すること。
  - ③ その他競技、技術向上に関すること。
- (3) 審判部会
  - ① 県スポーツ少年団主催大会の審判に関すること。
  - ② 帯同審判の育成、講習会に関すること。
  - ③ ジュニアの審判向上に関すること。
  - ④ T.O技術の普及、講習会に関すること。
  - ⑤ その他審判向上に関すること。

(役員)

第4条 各専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
- (2) 委員 8名以内（各地区2名）

(部員の選出)

第5条 各部長の選出は、規程第7条による。

2 委員は、原則として、副地区長、地区委員の中から各地区長の推薦により、部会長が委嘱する。

(会議)

第6条 各専門部会は、部長が招集し、協議する。

2 各専門部会は、第3条の所掌を協議する。

(改正要件)

第7条 この規程の改正は、県部会会議の決定を得て行う。

附則

1 令和2年6月1日から施行する。

2 令和3年4月24日から一部改正施行する。